

産業廃棄物処理計画書

令和元年6月25日

京都府知事 殿



提出者

住 所 大阪市中央区北久宝寺町3-6-1

氏 名 株式会社鴻池組大阪本店

取締役専務執行役員

本店長 渡津 弘己

電話番号 06-6245-6319

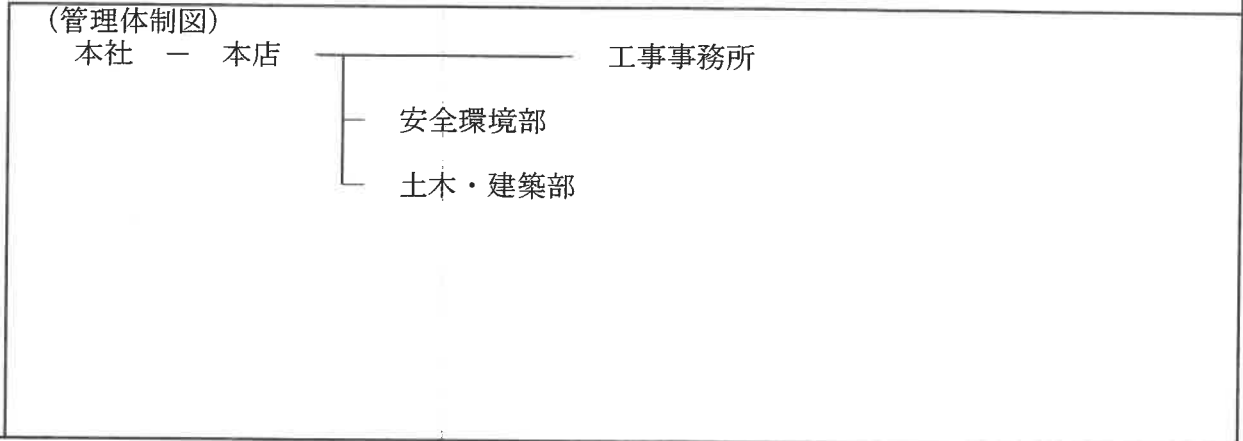
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 鴻池組 大阪本店
事業場の所在地	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1
計画期間	平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業(06総合工事業)
②事業の規模	231,929百万円
③従業員数	1,738名(平成30年9月30日)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・工事事務所毎に、産業廃棄物処理委託契約書を収集運搬業者、産業廃棄物処理(中間・最終)業者と各々締結する。・分別を行った産業廃棄物の種類毎にマニフェストを発行し、処理を委託する。・委託した産業廃棄物は、中間処理施設を経てリサイクル又は最終埋立処分が行なわれる。・中間処理施設と最終処分場との委託契約及びマニフェストの発票は、中間処理業者が行っている。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排 出 量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排 出 量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	別紙集計用シートのとおり t
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	別紙集計用シートのとおり t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t t
(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い事業者を選定している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙集計用シートのとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書の〔業計用シート〕

- ・下表にない種類の産業廃棄物については、「産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。
- ・行が不足すれば、適宜追加してください。

産業廃棄物の種類	① 排出量(t)		② 自ら資源再生利用した量(t)		③ 自己処理処分又は海洋投入処分した量(t)		④ 自ら中間処理した量(t)		⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)		⑥ 自ら中間処理した後の焼却量(t)		⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)		⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)		⑨ 自ら中間処理した後自ら焼却した後の焼却委託量(t)		⑩=①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨												⑪+⑫再生利用を行った量(t)		⑬+⑭自ら焼却処分又は海洋投入処分を行った量(t)																		
	法で定められている詳細(シュレッダーブラストなど、一部不可分のものについては、空欄行に記載してください。)		当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量		①の量のうち、中間処理をせず資源再生利用した量		①の量のうち、中間処理をせず自己処分又は海洋投入処分した量		①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量		④の量のうち熱回収を行った量		自ら中間処理を行った後の量		⑦の量から⑧の量を差し引いた量		⑧の量のうち、自ら利用し又は他人に売却した量		⑨の量のうち、自ら処分及び海洋投入処分した量		中間処理及び最終処分を委託した量		⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑩-⑪-⑫)		⑩の量のうち、指定熱回収施設設置者である処理業者への売却処理委託量		⑩の量のうち、指定熱回収施設設置者以外の処理業者への売却処理委託量		⑩の量のうち、委託して最終等の中間処理した量(⑩-⑪-⑫を除く)		⑩の量のうち、直接委託して焼却処分した量		⑬の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量		⑭の量と⑬の量を合計したものの(自製計算)		⑮の量と⑬の量を合計したものの(自製計算)														
	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標													
燃え殻																																																			
汚泥	3,922.35	1,300.00																	3,922.35	1,300.00	3,922.35	1,300.00														0.00	0.00	0.00	0.00												
廃油																																							890.00	260.00	0.00	0.00	0.00	0.00							
廃酸																																								0.00	0.00	0.00	0.00								
廃アルカリ																																									0.00	0.00	0.00	0.00							
廃プラスチック類																																									0.00	0.00	0.00	0.00							
ゴムくず																																										0.00	0.00	0.00	0.00						
金属くず																																											0.00	0.00	0.00	0.00					
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.48	50.00																	2.48	50.00	2.48	50.00																			0.00	0.00	0.00	0.00							
紙くず																																												0.00	0.00	0.00	0.00				
がれき類	1,417.27	2,100.00																	1,417.27	2,100.00	1,417.27	2,100.00																						0.00	0.00	0.00	0.00				
ばいじん																																													0.00	0.00	0.00	0.00			
紙くず																																													0.00	0.00	0.00	0.00			
木くず	2,033.42	1,800.00																																												0.00	0.00	0.00	0.00		
繊維くず																			2,033.42	1,800.00	2,033.42	1,800.00																							28.00	25.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
動植物性残渣																																														0.00	0.00	0.00	0.00		
動物系固形不燃物																																														0.00	0.00	0.00	0.00		
石綿含有産業廃棄物																																														0.00	0.00	0.00	0.00		
廃石膏ボード																																														0.00	0.00	0.00	0.00		
混合廃棄物(安定型)																																														0.00	0.00	0.00	0.00		
混合廃棄物(管理型)	181.50	150.00																	181.50	150.00	181.50	150.00																								0.00	0.00	0.00	0.00		
																																															0.00	0.00	0.00	0.00	
																																																0.00	0.00	0.00	0.00
合計	7,557.02	5,400.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	7,557.02	5,400.00	7,557.02	5,400.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	718.00	285.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。